

那珂川沿岸農業水利事業（二期）

備前堀幹線管水路附帯施設改修工事

特 別 仕 様 書

【当初】

関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所

第1章 総 則

那珂川沿岸農業水利事業（二期）備前堀幹線管水路附帯施設改修工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、国営那珂川沿岸土地改良事業計画に基づき、備前堀幹線管水路附帯施設の改修を行うものである。

2. 施工場所

茨城県水戸市浜田町地内ほか

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

（1）管水路改修工

止水バンド	40個
空気弁	11基
新規排泥弁	2基
新規進入工	1箇所
管対策工	1箇所

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。なお工事数量表の備考欄に「概」と示した数量については、設計変更にて処理する。

第3章 施工条件

1. 作業時間の制限

駅南 84 号線、浜田 92 号線、浜田 7 号線は歩行者・自転車専用道路又は通学路指定のため、平日 7:30～8:30 は車両通行できない。

なお、作業開始は 9:00 からとする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間の休業日として、雨天・休日等 13 日/月を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日・日曜日・祝日・年末年始休暇を含んでいる。

3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）は、工事を行わない。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件や第三者との協議等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時30分まで。

なお、冬期間の気象条件や第三者との協議等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 土 質

本工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。

2. 第三者に対する措置

(1) 飛散防止対策

下地処理の洗浄水等及びはつり処理の粉塵等が近隣の樹木・農作物・民家・施設等に影響を及ぼす恐れがある場合は、監督職員と飛散防止対策の協議をするものとする。

(2) 振動・騒音対策

騒音・振動の発生を伴う作業については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、第三者より苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告し、対策について協議するものとする。

(3) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導 警備員	編成	昼夜別	交代要員 の有無
------	-------------	----	-----	-------------

管水路	浜田 56 号線、駅南 84 号線、浜田 92 号線、浜田 7 号線、常澄 8-0118 号線、常澄 8-0146 号線、常澄 7-0051 号線	2 名/日	2 名	昼間	無
管水路	常澄 8-3570 号線	2 名/日	2 名	昼間	無
開水路	浜田 56 号線、	2 名/日	2 名	昼間	無

(4) 交通対策

施工区間内の公道を通行するときは通学者、一般車両を優先し、通行等に支障を及ぼさないよう留意するとともに事故防止に努めなければならない。

なお、前記(3)保安対策に示す配置場所の各路線は工事作業時の車両通行止めにて協議しているが、下校時の児童・生徒の通学路を極力確保し、事故防止に努めなければならない。

3. 関係機関との協議

関係機関との協議は発注者側にて行うが、工事实施に際し必要となる交通規制、使用申請及び連絡調整は監督職員と打合せのうえ受注者が行わなければならない。

第5章 指定仮設

1. 工事用進入路

工事用進入路は、一般道を使用することとしているので、一般車の通行に支障をきたさないよう十分留意しなければならない。

なお、現道の拡幅や隅切りが必要と判断される場合は、監督職員と協議しなければならない。

また、学校等との協議により児童・生徒の通学路を追加する場合は、監督職員が指示する。

2. 土砂仮置場

1) 本工事の集中施工ヤード、仮設・施工ヤード及び水路内締め切り用大型土のうの造成に必要な土砂は、図面に示す箇所から搬入するものとし、その名称、採取予定量は次のとおりである。

名 称	地 先 名	搬入予定量	摘 要
渡里揚水機場 土砂仮置場	茨城県水戸市渡里町地内	450m ³	

3. 現場発生材置場

本工事の施工に伴い発生する金属屑（現場発生材）の置場は次に示す場所とし、搬出予定量は次のとおりである。

名 称	地 先 名	搬出予定量	摘 要
御前山ダム仮置場	茨城県常陸大宮市下伊勢畑地内	7.0ton	止水バンド・空気弁・仕切弁・ゲート

4. 建設発生土受入地

建設発生土受入地は、図面に示す箇所とし、その名称、搬出予定量は次のとおりである。

名 称	地 先 名	搬出予定量	摘 要
国土交通省 下入野ストックヤード	水戸市下入野地内	30m ³	

なお、搬出に当たっては、土壌分析調査（28 項目）を実施し、土壌成分に有害物質が含まれていないことを確認した上で搬出するものとする。

5. 水替工

水路内の水替工は、水路内調査及び施工期間における排水を計上している。

○管水路新規進入工改修時

施工区間	計画排水量	備考
始点から国道 51 号線	Q _{max} =30m ³ /h 未満	
下流-1～下流-10 ブロック	Q _{max} =30m ³ /h 未満/ブロック	

○新川ゲート施工時

施工区間	計画排水量	備考
浜田 7 号西側からゲート部	Q _{max} =30m ³ /h 未満/ブロック	

○8 号分水工付近管水路改修時

調査・施工区間	計画排水量	備考
進入孔 13	Q _{max} =30m ³ /h 未満/箇所	改修時（常時排水）

6. 施工ヤード

本工事施工に当たり施工ヤードを予定しているので、図面にに基づき設置しなければな

らない。なお、その使用に当たっては、隣接地に土砂等の流出が生じないように善良な管理を行うものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりであり、次に示す期間に使用できる。ただし、工事用地が農地の場合、営農状況により使用できる期間が若干前後する場合がある。

（1）仮設ヤード（1～3）

令和6年10月1日～令和7年3月30日

2. 工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち関係地権者及び監督職員立会いのうえ、用地境界、使用条件の確認を行わなければならない。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事に使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。

なお、JIS規格品については、改正工業標準化法（平成16年6月9日交付）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）とする。

（1）石材及び骨材

1) 再生クラッシャーラン R C - 4 0 JIS A 5001 準拠

2) 粒度調整砕石 M - 3 0 JIS A 5001

（2）配管材

1) 鋼管

異形管	STW400	1350A×10.0t	JIS G 3443-2
	STW400	1000A×8.0t	JIS G 3443-2
	STW400	900A×7.0t	JIS G 3443-2

（3）バルブ類

1) 水道用急速空気弁（補修弁付） JIS B 2063 JWWA B 137
呼び径 150mm 0.75Mpa PDCPD 製

2) 水道用仕切弁 JIS B 2062 又は同等品以上

呼び径 300mm 1.0Mpa FC 製

(4) 鉄鋼材

1) マンホール蓋

JIS A 5506

簡易防水型 T-25

(5) 砕石

1) 再生クラッシャラン RC-40 JIS A 5001 準拠

2) 粒度調整砕石 M-30 JIS A 5001

(6) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメ ント比 W/C(%)	セメン トの種 類によ る記号	使用目的
無 筋 コ ン ク リ ー ト	18	8	25 (20)	65	BB	均しコンクリート
無 筋 コ ン ク リ ー ト	18	8	40	65	BB	新規進入工保護間 詰
無 筋 コ ン ク リ ー ト	18	8	25 (20)	65	BB	升閉塞工 台座コンクリート

※) 粗骨材最大寸法 25 mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合、20 mmの使用を可能とする。

(7) アスファルト混合物

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定されたアスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証混合物総括表）の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。

なお、これによらない場合は、製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料を、監督職員に提出しなければならない。アスファルト混合物は、再生アスファルトコンクリートを使用するものとし、混合物の標準配合は、「アスファルト舗装要綱（社団法人日本道路協会）」及び「舗装再生便覧（社団法人日本道路協会）」によるものとする。

(8) 土木安定シート

強度 1,220N/5 cm以上、かつ厚さ 0.37 mm以上

(9) 埋設物表示テープ

幅 150 mm 二重折 ポリエチレンクロス 黄テープ

(10) 組立箱形マンホール

日本下水道協会規格 II類認定資材

(11) 止水バンド

口径 φ 1350(呼び径 1382)、φ 1100 (1100) φ 1000 (1000)、φ 900 (932)

水圧 1 MPa

止水ゴム材質 水道用ゴム類 (JIS K 6353)

圧着用鋼板 SUS304 (JIS G 4304)

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、その他の材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合はこれに応じなければならない。

材 料 名	提 出 物
アスファルト混合物	試験成績書
配管材（鋼管）	日本水道協会指定検査工場 登録通知書、 受検証明書又は検査報告書
鋼製異形管	検査報告書並びに製作図
弁類	試験成績書・カタログ
石材及び骨材	試験成績書、産地証明書、 粒度分析表
コンクリート	配合報告書、試験成績書
土木安定シート	カタログ
止水バンド	カタログ、試験成績書
その他の使用材料（監督職員が指示するもの）	カタログ、試験成績書等
コンクリート二次製品	試験成績書・カタログ

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事用材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を行わなければならない。

材 料 名	検査・試験項目	備 考
鋼管（同異形管）	寸法・外観	抽 出
弁類	寸法・外観	抽 出
その他主要材料	寸法・外観	抽 出

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資材名	規格	調達地域
鋼矢板Ⅲ型	L=8.0m, 8.5m	茨城県稲敷市
敷鉄板	22×1524×3048	茨城県筑西市

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事の水準点は、施工位置図に示す BM-1 (EL 5.880mm)、BM-2 (EL 5.769)、BM-3 (EL 5.391) を使用しなければならない。

なお、基準点等の位置データは、測地成果 2011 に対応したものである。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階においては、下表に示すとおりであり、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合、これに応じなければならない。

工 種	確 認 内 容	確認時期・頻度	遠隔確認対象	備考
掘削	床付状況、基準高	初期床付け完了時	掘削	
	地質状況	初期施工段階、地質変化時		
砕石基礎工 均しコンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	砕石基礎工 均しコンクリート	
管水路基礎	高さ、幅	初期施工段階で1箇所	管水路基礎	
管水路工	基準高	初期施工段階で1箇所	管水路工	
管水路（鋼管）	基準高	初期施工段階で1箇所	管 水 路 （鋼管）	
たて込み簡易土留工	延長、規格、間隔	設置完了段階で1箇所 以降、構造変更毎に1箇所		

(3) 中間技術検査

1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。

2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。

3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。

4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。

5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

(4) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがな

いよう回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。また、当該排水処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを監督職員に提出しなければならない。

(5) 歩掛検証

本工事の施工に当たり材料の使用数量及び各工程の作業時間、労務配置等に大幅な違いが想定される工種については歩掛調査を実施し、監督職員に報告するものとする。

なお、様式等詳細については監督職員より別途指示する。

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	本復旧 市道浜田 7 号線他
	再生粗粒度アスコン(20)	仮復旧 市道浜田 7 号線他
再生クラッシュラン	RC-40	仮復旧 市道浜田 7 号線他

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」((公社)日本道路協会発行)等を遵守する。

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入れ時間	事業区分
コンクリート塊 (有筋)	(有)よこすか建設中間処理再生プラント工場	ひたちなか市足崎 字 小 鍋 沢 1212-1	8:30~17:00	中間処理
コンクリート塊 (無筋)	(有)よこすか建設中間処理再生プラント工場	ひたちなか市足崎 字 小 鍋 沢 1212-1	8:30~17:00	中間処理
プラスチック廃材 (土木安定シート)	(株)カッタ	茨城県ひたちなか市高野 1968-2	8:30~17:00	中間処理
汚 泥 (管路内汚泥)	(有)ワールドカッター	茨城県小美玉市 山野 608	8:00~17:00	中間処理

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程毎の作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (舗装版)	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5. 土工

(1) 掘削

- 1) 掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。
- 2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻し

- 1) 埋戻し土は、掘削土を使用するものとする。
- 2) 締固め方法

埋戻しは事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工しなければならない。

6. 基礎工

(1) 砕石基礎

砕石基礎の締固めは、十分に締固めなければならない。

7. 管水路補修工

(1) 準備工

備前堀水路（管水路）には、水路内又は分土工に管内に進入するための進入孔が設置されているため、これを利用して人孔蓋（口径 600mm）を撤去し管内に進入するものとする。

人孔蓋の撤去に当たって、進入孔の箱抜き部のコンクリートのはつり作業が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

管内には、堆積土砂等から発生した硫化水素ガス等の充満や酸素欠乏の可能性が

あることから、必ず、上下流の2箇所への進入孔を解放し、送風機による換気を行うとともに、人が管内に進入する際は、ガス検知器等を携帯し安全対策を徹底しなければならない。

(2) 水替え

管内には残留水が残っている他、外部から管内に進入水があることが判明しているため、進入孔又はサイホン部を利用して水替えを行うこととする。

(3) 止水バンド設置

老朽化している既設の止水バンドを撤去後、止水バンド設置箇所をウェス等で洗浄し、新たな止水バンドを設置する。また、過年度の調査において、継ぎ手部からの漏水やテストバンドにより漏水が疑われる箇所にも、止水バンドを設置するものとする。その他、管内進入時に管の異常を確認した場合は、監督職員に報告し、その指示を受けるものとする。

止水バンド設置に当たっては、止水ゴムバンドの中央が管の継ぎ手部に重なるよう設置し、規定のトルクでボルトを締めて止水バンドを固定するものとする。

(4) 人孔蓋の復旧

止水バンド設置作業終了後、管内に資機材を残していないことを確認し、人孔蓋を復旧するものとする。人孔蓋の復旧に当たって、人孔蓋は再利用し、パッキン類は部品交換を想定しているが、これ以外の整備が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(5) 管内調査への協力

管水路施工始点部から約150m及び8号分水から下流1000mの区間は未調査区間となっているため、本工事で、管内調査及び健全度評価を実施する予定である。

当該区間の改修内容は、止水バンドによる補修を想定しているが、調査結果により精査となる場合がある。

8. 仮設工

(1) 施工ヤード

施工ヤードは直接土木安定シート及び敷鉄板を敷設するものとするが、現場条件及び地権者の意向により表土剥ぎを実施する場合は、監督職員、地権者等の立会いにより表土の厚さ、標高の確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。

9. 耕地復旧(水田部・畑地部)

工事施工上必要な用地の原形復旧は、土木シートを撤去後、雑物が残っていないか確認の上、ロータリー等で耕起を行い、均平に仕上げなければならない。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者の資格は、共通仕様書第1編1-1-10に規定する(1)

又は（２）の資格を有するものでなければならない。

2. 情報共有システムについて

- （１）本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
- （２）情報共有システムの活用については、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf>」)によるものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェアなど（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- １）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- １）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に

URL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 情報共有システムについて

情報共有システムの活用については、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf>」)によるものとする。

第11章 天災その他不可抗力

受注者は、工事現場を随時巡視し、災害防止のため、必要があると認められるときは対策を講じなければならない。

巡視の状況については監督職員に遅滞なく報告し、対策についての承諾を得るものとする。

ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りではない。なお、対策に要した費用は発注者、受注者で協議するものとする。

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

なお軽微な変更については、両者協議のうえ契約変更の対象としない場合がある。

- (1) 第2章4に示す工事数量に変更が生じた場合
- (2) 第4章1に示す土質に変更が生じた場合
- (3) 湧水の出現があった場合
- (4) 第4章2(3)に規定する交通誘導警備員に係る諸条件に変更が生じた場合
- (5) 原形復旧の変更、追加の必要が生じた場合
- (6) 防音、防塵、防振処理等の対策の必要が生じた場合
- (7) 飛散防止対策を追加する必要が生じた場合
- (8) 産業廃棄物処理場、処理方法及び処理数量に変更、追加が生じた場合
- (9) 第三者との協議結果により変更が生じた場合
- (10) 洗浄排水等の水質浄化設備が必要となった場合
- (11) 管内調査の結果により補修の必要が生じた場合

- (12) 水路内仮設及び指定仮設に変更が生じた場合
- (13) 土留め工の必要が生じた場合
- (14) 土質調査等の必要が生じた場合
- (15) 既設構造物の保護対策等の必要が生じた場合
- (16) 材料の種類・規格・仕様等を変更する必要が生じた場合
- (17) 工事用地等が新たに必要になった場合
- (18) 関連工事との調整により、変更が生じた場合
- (19) 別に示す参考歩掛の検証の結果、協議により変更が生じた場合
- (20) 本工事において、関係機関との調整が済んだ場合、ゲート設備の施工を追加する場合がある。
- (21) その他精査により変更が生じた場合
- (22) その他監督職員が必要と認めたもの

第 13 章 設計変更等の業務

受注者は、設計変更に必要な測量、数量計算及び図面の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途監督職員と協議するものとする。

第 14 章 公共事業関係調査に対する協力

(1) 歩掛調査

本工事の実施に伴い、「歩掛調査」を追加する場合がある。

なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員の指示によるものとする。

また、調査票は調査終了後速やかに監督職員に提出するものとする。

(2) 間接工事費等諸経費動向調査

本工事の実施に伴い、「間接工事等諸経費動向調査」を追加する場合がある。

調査対象となった場合は、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。

また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第 15 章 その他

1. 契約後 V E 提案

(1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更に

ついて、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

- 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2) の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - ② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥ その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることが出来る。
- 3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、原則として当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

- 1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書様式 6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。
- 4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下、「V E 管理費」という）を削減しない

ものとする。

7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合においては、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の継続が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が、VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1-1-37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副 2 部

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に合格通知書を通知した日とする。

4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な

場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（１）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（２）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

（３）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務（業）所長、（次長）、（総括監督員）、主任監督員（主催）、監督員が、工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議し定めるものとする。

（４）対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官＜議長＞・関係課職員、事務（業）所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策会議を開催することができるものとする。

なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

（５）建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中

の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

- (6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については打合せ記録簿（共通仕様書様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

(1) 施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案（施工計画）における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

(2) 工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

(3) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

7. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 洋式（洋風）便器

イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（2）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア〜カ及び【付属品として備えるもの】キ〜チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※施工延長が長い等、トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読替え個々の施工箇所で計上できるものとする。

（3）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 現場環境改善費

（1）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。

ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。

詳細については、監督職員と協議実施する。

なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

9. 週休2日制工事の試行

(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共

通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 30 日から 1 月 3 日までの 5 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- ① 受注者は、契約後、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- ② 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

- (4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

- ① 補正係数

	4 週 8 休以上
現場閉所率	28.5%（8 日/28 日）以上

労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

② 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じてる。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

（6）週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工		1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.02
道路標識設置工	撤去	1.02

10. 週休2日制の促進

（1）本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

（2）発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追

加した上で最大2点を加點評価する。なお、複數事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- ② 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加點評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐休日の確保を行った。
- ☐その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

- ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

- ③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加點評価する。

○事業（務）所長

- ☐その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%(8日/28日)以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

11. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について

- 1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。

契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- 3) 受注者は、契約締結後、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4）で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

12. 1日未満で完了する作業の積算

- 1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

13. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
- 運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和6年8月29日から令和7年3月21日まで

（余裕期間：契約締結の日から令和6年9月17日まで）

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

15. CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することと

し、余裕期間を含まないことに留意すること。

16. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の態に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 30 日から 1 月 3 日までの 5 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) を用いることを標準とする。

なお、WBGT を用いる場合が、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法 (昭和 27 年法律第 165 号) に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

※補正係数：1.2

17. 総価契約単価合意方式 (包括的単価個別合意方式) について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式 (包括的単価個別合意方式) の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第16章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。